



平成17年度の指導について

常任理事・医療保険部長 榊山 悠紀士

去る5月18日、北海道医師会、北海道社会保険事務局、北海道保健福祉部国民健康保険課の三者による平成17年度の医療保険に関する打合せが行われた。席上、社会保険事務局と北海道から平成17年度社会保険医療担当者指導実施計画の提案および説明がなされ、確認、検討の上、合意が得られたので報告する。

平成15・16年度は集団的個別指導において、名義借り問題に関連し、すべての病院を対象に1時間の追加指導が行われたが、本年度は病院を対象とした追加指導は行わず、診療所のみが対象となる。集団指導、個別指導に関する内容はおおむね昨年度と同じである。

平成16年度の指導状況

集団指導については表1のとおりである。7月・8月・9月の3カ月間の保険医受講者が多いのは新規に保険医に指定された新卒の若い医師の出席によるものである。

集団的個別指導状況は表2のとおりである。指導割合は85.0%であった。

上記各指導とも事務職員のみ出席は受講とは認められず、新規指定の開設者、管理者、新規保険医（集団指導）、管理者（集団的個別指導）の出席が義務づけられている。法に定められた指導であるため、理由なく欠席した場合はペナルティーとして、後日個別指導が行われるので全員出席

表1 平成16年度集団指導状況（指定時講習会）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	12月	2月	合計	
通知数	保険医	2	0	2	142	111	48	14	0	1	320
	医療機関	9	13	8	11	7	4	4	17	12	85
出席数	保険医	1	2	2	97	117	55	18	5	3	300
	管理者	20	13	14	10	8	8	10	11	9	103
	事務職員	12	1	7	6	7	2	5	3	5	48
	合計	33	16	23	113	132	65	33	19	17	451

表2 平成16年度集団的個別指導状況

区 分	総 数				病 院				診 療 所			
	対象数	指導数	指導割合	出席者数	対象数	指導数	指導割合	出席者数	対象数	指導数	指導割合	出席者数
集団部分	件 320	件 272	% 85.0	人 491	件 20	件 20	% 100	人 54	件 300	件 252	% 84.0	人 437
個別部分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 実施地区：札幌地区 257件 小樽地区 0件 帯広地区 0件
 函館地区 0件 滝川地区 0件 釧路地区 0件
 室蘭地区 0件 旭川地区 0件
 苫小牧地区 0件 北見地区 0件
 稚内地区 15件

(注) 指導対象件数は、年度当初（前年度分を含む）の対象保険医療機関からその後廃止等となった機関を除いた件数

されたい。16年度欠席の医療機関は本年度の集団的個別指導の対象となるので必ず受講していただきたい。

個別指導の状況は表 3 のとおりである。病院19件は大学からの名義借りに関連した指導である。19件中 9 件が監査を要し、6 件が保険医療機関指定取消の処分を受けている。



〔各指導の選定基準〕

指導は指導大綱によって定められている。指導対象の選定基準は下記のとおりである。

集団指導の選定基準

- (1) 新規指定の保険医療機関等については、おおむね 1 年以内にすべてを対象として実施する。
- (2) 診療報酬の改定時における指導、保険医療機関等の指定更新時における指導、臨床研修指定病院等の指導、保険医等の新規登録時における指導等については、指導の目的、内容を勘案して選定する。

集団的個別指導の選定基準

保険医療機関等の機能、診療科等を考慮した上で診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下同じ。）の 1 件当たりの平均点数が高い保険医療機関等（ただし、取扱件数の少ない保険医療機関等は除く。以下「高点数保険医療機関等」という。）について 1 件当たりの平均点数が高い順に選定する。

なお、集団的個別指導または個別指導を受けた

保険医療機関等については、翌年度および翌々年度は集団的個別指導の対象から除く。

個別指導の選定基準

(1) 都道府県個別指導

次に掲げるものについて、原則として全件都道府県個別指導を実施する。

- ① 支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容または診療報酬の請求に関する情報の提供があり、都道府県個別指導が必要と認められた保険医療機関等
- ② 個別指導の結果、措置が「再指導」であった保険医療機関等または「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関等
- ③ 監査の結果、戒告または注意を受けた保険医療機関等
- ④ 集団的個別指導の結果、指導対象となった大部分の診療報酬明細書について、適性を欠くものが認められた保険医療機関等
- ⑤ 集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当するもの（ただし、集団的個別指導を受けた後、個別指導の選定基準のいずれかに該当するものとして個別指導を受けたものについては、この限りでない。）
- ⑥ 正当な理由がなく集団的個別指導を拒否した保険医療機関等
- ⑦ その他特に都道府県個別指導が必要と認められる保険医療機関等

(2) 共同指導

表 3 個別指導状況

年 度	内 訳			病 院			診 療 所		
	保険医療機関数	指導数	割合	保険医療機関数	指導数	割合	保険医療機関数	指導数	割合
平成11年度	3,528件	11件	0.3%	644件	1件	0.2%	2,884件	10件	0.3%
平成12年度	3,531件	14件	0.4%	641件	4件	0.6%	2,890件	10件	0.3%
平成13年度	3,541件	12件	0.3%	636件	5件	0.8%	2,905件	7件	0.2%
平成14年度	3,543件	17件	0.5%	635件	7件	1.1%	2,908件	10件	0.3%
平成15年度	3,524件	11件	0.3%	629件	10件	1.6%	2,895件	1件	0.0%
平成16年度	3,474件	19件	0.5%	630件	19件	3.0%	2,844件	0件	0.0%

(注) (1)保険医療機関数は、各年度の 4 月 1 日現在の件数
 (2)特定共同指導、共同指導を除く

- ① 過去における都道府県個別指導にもかかわらず、診療内容または診療報酬の請求に改善が見られず、共同指導が必要と認められる保険医療機関等
 - ② 支払基金等から診療内容または診療報酬の請求に関する連絡があり、共同指導が必要と認められる保険医療機関等
 - ③ 集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当するもの（ただし、集団的個別指導を受けた後、個別指導の選定基準のいずれかに該当するものとして個別指導を受けたものについては、この限りでない。）
 - ④ その他特に共同指導が必要と認められる保険医療機関等
- (3) 特定共同指導
- ① 医師等の卒後教育修練や高度な医療を提供する医療機関である臨床研修指定病院、大学附属病院、特定機能病院等の保険医療機関
 - ② 同一開設者に係る複数の都道府県に所在する保険医療機関等
 - ③ その他緊急性を要する場合等であって、特に特定共同指導が必要と認められる保険医療機関等



〔各指導の内容〕

本年度の指導内容について各形態ごとに記載する。

◎集団指導（指定時講習会）

上記の集団指導（指定時講習会）の選定基準は

表4 集団指導日程（指定時講習会）

開催日	開催日
平成17年4月7日(木)	平成17年9月7日(木)
平成17年5月10日(火)	平成17年10月12日(水)
平成17年6月7日(火)	平成17年12月7日(水)
平成17年7月7日(木)	平成18年2月7日(火)
平成17年8月9日(火)	平成18年4月7日(金)

◎開催場所 北海道医師会館

◎開催時間 午前10時～午後3時30分

前述のとおり、新規指定は保険医療機関の開設者、管理者ならびに請求事務担当者および新規登録した保険医を対象とする講習会形式で行い、本年度の日程は表4のとおりである。

◎特定共同指導・共同指導

本年度は特定共同指導の予定はないため同指導時における集団指導は行われない。

◎集団的個別指導

選定基準にある「高点数保険医療機関等」は以前より批判の対象となっており、北海道では以下のごとき要領で実施される。ただし前述のとおり本年度は診療所のみが対象となる（1,178件）。

平成17年度 集団的個別指導実施要領（医科）

平成17年度の指導については、「指導大綱」（平成12年5月31日保発第105号）および「指導大綱関係実施要領」を基本に行うが、対象保険医療機関の選定は、次により選定するものとする。

1 対象保険医療機関

- (1) 平成17年度更新予定（みなし更新を含む）の保険医療機関
- (2) なお、平成16年度未実施地区等の保険医療機関を対象とする。
- (3) 次の保険医療機関については、対象から除く

- ① 平成14年度、平成15年度および平成16年度において個別指導または集団的個別指導を受けた保険医療機関。
- ② 今年度に個別指導を予定している保険医療機関。

2 指導形態

- (1) 集団部分については、地区ごと（おおむね10地区程度）の会場において講習会形式により実施する。
- (2) 指導時間は、おおむね1時間程度とする。
- (3) 個別部分については、今年度は、実施しない。

4 指導内容

指導内容は、保険診療は契約であること、客観的な選定方法であることおよび「保険医療機関および保険医療養担当規則」等の説明、過去の指導事例等について、講習、講演方式により

行う。

5 通知時期

実施日のおおむね3週間前を目途に通知する。

6 その他

今年度実施未了となった場合は、翌年度に実施する。

◎個別指導

指導大綱の選定基準の他に厚生労働省等の通知による選定も行われる。詳細は下記のごとくで[通知]のみの項目にも留意されたい。

集团的個別指導に優先して実施するものとし、次の保険医療機関について実施する。

なお、①に該当するものは速やかに実施する。

- ① 支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容または診療報酬の請求に関する情報の提供があり、必要と認められた保険医療機関(大綱)(通知)
- ② 平成16年度以前において共同指導および個別指導を実施した結果、「再指導」となった保険医療機関および「経過観察」であって改善が認められない保険医療機関(大綱)(通知)
- ③ 監査の結果、戒告または注意を受けた保険医療機関(大綱)(通知)
- ④ 集团的個別指導の結果、指導対象となった大部分の診療報酬明細書について、適正を欠くものが認められた保険医療機関(大綱)
- ⑤ 集团的個別指導を受けた保険医療機関のうち、翌年度の実績においても、なお、高点数保険医療機関に該当するもの(ただし、集团的個別指導を受けた後、個別指導の選定基準のいずれかに該当するものとして個別指導を受けたものについては、この限りでない。)(大綱)(通知)
- ⑥ 正当な理由がなく集団指導・集团的個別指導を拒否した保険医療機関(大綱)
- ⑦ 医療法第25条に基づく立入検査の結果、問題があった保険医療機関(通知)
- ⑧ 検察または警察からの情報により、指導の必要性が生じた保険医療機関(通知)

- ⑨ 他の保険医療機関等の個別指導または監査に関連して、指導の必要性が生じた保険医療機関(通知)
- ⑩ 会計検査院の实地検査の結果、指導の必要性が生じた保険医療機関(通知)
- ⑪ 新規指定からおおむね6カ月を経過した保険医療機関(通知)
- ⑫ その他、特に個別指導が必要と認められる保険医療機関(大綱)

昨年度は名義借り関連の個別指導が病院に対して行われたが、その関連の個別指導がおおむね終了しているため、本年度は「診療内容」に関連した個別指導が中心となると思われる。病院85件、診療所22件が予定されている。なお、名義借りに関連した保険医に対する指導がなされるかどうかは未定である。

個別指導の実施要領は下記のとおりである。

平成17年度 個別指導実施要領(医科)

1 指導形態

- (1) 指導は、診療報酬明細書、診療録および関係書類等に基づき、面接懇談方式により懇切丁寧に行う。
- (2) 指導時間は、原則として診療所にあつては2時間程度、病院については6時間程度とする。

ただし、新規指定保険医療機関に対する個別指導については、診療所が1時間程度、病院は2時間程度とする。

2 使用するレセプト

原則として、指導月前の連続した2カ月分の診療報酬明細書(社保、国保、老健分)とする。

ただし、情報提供等、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

3 指導場所

病院については、当該保険医療機関とし、診療所は、原則として別会場で行う。

4 通知時期

- (1) 実施日のおおむね3週間前を目途に通知する。

(2) 指導対象となる患者の診療録等については、指導日の前日に通知する。

個別指導においては、レセプト誤請求にかかわる自主返還を求められ、医療機関の経済的損失が生ずることが多い。集团的個別指導、個別指導共に北海道医師会ならびに地元医師会の立会が必要であり、行政の指導応対、指導内容に異議あるいは疑義が無いか中立な立場で臨むことが主旨と考えている。



生活保護法による指定医療機関の個別指導

去る5月20日、北海道医師会、北海道保健福祉部保護課との間で平成17年度生活保護医療に関する打合せが行われ同意がなされた。個別指導実施要綱は平成6年度以降変更はないが、本年度は生活保護法による指定介護機関に対する個別指導も実施が予定されている。基本方針と着眼点を抜粋したので対象医療機関の参考にしていただきたい。

1 基本方針

生活保護法による医療扶助の適正な実施を確保するため、指定医療機関に対し、制度の趣旨

および医療扶助に関する事務取扱い等について、周知徹底を図り、指定医療機関と保護の実施機関との連携協力体制を推進し、生活保護法による医療扶助受給者の適切な処遇を図ることを基本方針とする。

2 着眼点

(1) 医療扶助に対する理解の状況

- ア 生活保護制度の趣旨および医療扶助に関する事務取扱いの理解の状況
- イ 診療報酬請求の適否の状況
- ウ 精神保健福祉法、結核予防法等他法活用の取扱い状況

(2) 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況

- ア 保護の実施機関に対する協力の状況
- イ 医師、看護師等医療従事者確保の状況
- ウ 医療扶助受給者に対する個別処遇の確保
- エ 診療録の記載および保存の状況
- オ 診療内容からみた診療報酬明細書と医療要否意見書の適否の状況
- カ 入院患者日用品費の取扱い状況

本年度の実施予定と選定基準は表5のとおりである。

表5 平成17年度生活保護法による指定医療機関の個別指導の選定について

- 1 要綱の第6「個別指導の選定基準」により、本年1月分の生活保護法による医療券発行枚数を基準として選定する。
 - (1) 市所在の指定医療機関は該当市福祉事務所から交付される医療券の発行数が50枚以上
 - (2) 郡部所在の指定医療機関は該当支庁保健福祉事務所から交付される医療券の発行枚数が20枚以上
- 2 1のうち5年以上個別指導が実施されていない医療機関を優先するものとする。
- 3 函館市の実施については、平成17年10月から中核市となり、道が実施する指導の対象外となることから、選定基準を満たしながら個別指導が未実施または10年以上実施されていない指定医療機関について集合指導として実施する。

※平成17年度指定医療機関 個別指導実施医療機関数
病院 16カ所、 診療所 34カ所、 合計 50カ所